

## 神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、県内の中小規模事業者における省エネ対策の推進を図るため、中小規模事業者が行う建築物のエネルギー管理システム（以下「B E M S」という。）を設置する事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小規模事業者 神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）第 4 条第 2 項に規定する特定大規模事業者以外の事業者のうち、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人を除く事業者をいう。
- (2) エネルギー管理支援サービス 電力消費量を把握し節電を支援するサービスをいう。
- (3) B E M S アグリゲータ 経済産業省の平成 23 年度「エネルギー管理システム導入促進事業費補助金」において、自社の事業所に B E M S を設置する事業者をとりまとめエネルギー利用情報の管理運営を行う者として登録された者をいう。
- (4) エネルギー管理支援サービス事業者（以下「エネマネ事業者」という。） 経済産業省の平成 26 年度「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」において、エネルギー管理支援サービスを通じて事業所ごとの省エネルギー事業を支援する者として登録された者をいう。

### (補助の対象事業)

第 3 条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、中小規模事業者が行う B E M S（以下「補助対象システム」という。）を県内の事業所に設置する事業であって、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 補助対象システムは B E M S アグリゲータ又はエネマネ事業者が提供し、かつ経済産業省の平成 23 年度「エネルギー管理システム導入促進事業費補助金」（B E M S 導入事業）又は平成 26 年度「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」の補助対象機器の要件を満たすものであること。
- (2) B E M S アグリゲータ又はエネマネ事業者との間で、1 年以上のエネルギー管理支援サービスが締結されていること。

### (補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費であって、別表に掲げるものとする。

2 前項の経費の算出は、次の金額を控除するものとする。

(1) エネルギー使用合理化等事業者支援補助金を受ける場合は、当該補助金のうち B E M S 設置に係る補助額

(2) 消費税及び地方消費税相当額

(補助事業の対象期間)

第 5 条 補助事業の対象期間は、第 8 条の規定による補助金の交付決定の日から、補助事業を実施しようとする年度の 3 月 31 日までとする。

(補助額の算出方法等)

第 6 条 補助額は、補助対象経費の 3 分の 1 以内の額とする。ただし、80 万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第 7 条 補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金交付申請書(第 1 号様式)に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別紙 1)

(2) 補助事業に係る見積書の写し

(3) エネルギー使用合理化等事業者支援補助金を受ける場合は、当該補助金交付申請書の写し及び金額の内訳がわかる書類

(4) 補助対象システムの概要図及び計測・制御対象一覧

(5) 補助対象システムのカタログ

(6) 工事に関する計画図及び説明書

(7) 原油換算エネルギー使用量計算表(別紙 2)

(8) 法人の場合は定款の写し及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又はこれに代わるもの、法人格を持たない団体の場合は規約の写し又はこれに代わるもの、個人の場合は住民票

(9) 法人の場合は役員等氏名一覧表(別紙 3)

(10) 補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書又はこれに代わるもの

(11) 補助対象設備を設置する建物の所有者が補助事業者と異なる場合は、当該建物の賃貸契約書(写し)又はこれに代わるもの並びに当該建物の所有者又は管理を委託されている者の同意書(別紙 4)

(12) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象システムをリース、割賦、E S C O(シェアード・セイビングス契約方式)又は無償貸与により設置する場合は、リース事業者、割賦事業者、E S C O事業者又は新電力等との共同申請によることとし、前項に加えて次の書類を提出しなければならない

い。

- (1) リース リース契約書（案） リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (2) 割賦 割賦契約書（案） 割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (3) E S C O（シェアード・セイビングス契約方式） E S C O契約書（案） E S C O料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (4) 無償貸与 無償貸与契約書（案） 節電実績に応じたインセティブ等に補助金相当分が利益還元されていることを証明できる書類

（交付の決定）

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（補助事業の実施）

第9条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

2 前項に規定する補助事業の着手は、補助事業に係る契約の締結をいう。

（交付条件）

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容及び補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

ア 設置する補助対象システムのBEMSアグリゲータ名、エネマネ事業者名又は型名に変動を及ぼさない変更をする場合

イ 経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更をする場合

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が事業完了予定期日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の

内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき

(5) 補助事業者は、前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(6) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（変更の申請）

第 11 条 前条第 1 号及び第 2 号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金変更（中止、廃止）承認申請書が提出された場合において、変更が適当であると認めるときは、神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金変更承認通知書（第 5 号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金中止（廃止）承認及び交付決定取消通知書（第 6 号様式）により、変更又は中止若しくは廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金変更（中止、廃止）不承認通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、変更が適当であると認められた場合のうち補助金の交付決定額を変更する場合は、神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金交付決定変更通知書（第 8 号様式）により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認められた場合でも、第 8 条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第 12 条 規則第 7 条第 1 項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

（実績報告）

第 13 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金実績報告書（第 9 号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から 2 箇月を経過した日又は補助事業を実施した年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

(1) 事業結果報告書（別紙 5）

(2) 契約書又は請書の写し

- (3) エネルギー管理支援サービスの契約書の写し
- (4) 補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
- (5) エネルギー使用合理化等事業者支援補助金を受けた場合は、当該補助金補助事業実績報告書の写し、補助金額確定通知書の写し及び金額の内訳がわかる書類
- (6) 契約設計図書及び計測・制御対象一覧
- (7) 補助対象システム導入後の完成写真
- (8) 第7条第2項の場合にあっては、リース契約書、割賦契約書、E S C O契約書又は無償貸与契約書の写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 前項に規定する事業完了の日は、補助事業者が設備及び工事の請負業者等に対して補助事業に係るすべての支払が完了した日とする。

3 第1項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の支払及び額の確定)

第14条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第8条又は第11条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金交付額確定通知書(第10号様式)により補助事業者に対し通知するものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第17条ただし書きの規定により、知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
B E M S	5年

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人及び法人格を持たない団体(以下「法人等」という。)である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人等が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(効果の把握及び公表)

第17条 補助事業者は、補助対象システムを導入した日の属する月の翌月から12か月間、各月及び前年度の応当月における電力使用量その他補助対象システムの効果を把握する

ための事項について、知事が別に定める方法により、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告の内容を確認するため、補助事業者に対し検針票の写しその他必要な書類等の提出を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定により補助事業者から報告された内容について統計的に処理を行い、インターネットの利用その他の方法により補助事業の効果等を公表することができる。

(届出事項)

第18条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 法人等にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

(2) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき

(暴力団の排除)

第19条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び次の各号に掲げる団体はこの補助金の交付対象としない。

(1) 法第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ申請者又は第8条の交付の決定を受けた者が、前項の規定に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする)を提供する必要があるものとする。

3 知事は、交付決定を受けた者が、第1項の規定に該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項に規定する場合においては、第10条第5号及び第6号の規定を準用する。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月11日から施行する。

別表 補助対象経費

区分	内容
設備費	補助対象システムの導入に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む）又は据え付け等に必要な経費
工事費	補助対象システムの導入に不可欠な工事に必要な経費

年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

〔法人等にあつては所在地〕

フリガナ

氏 名

印

〔法人等にあつては名称及び代表者職・氏名〕

（法人格を持たない団体の代表者又は個人にあつては下記の生年月日・性別を記載）

生年月日 T.S.H 年 月 日生

性 別 男 ・ 女

年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式又は別紙3に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

- 1 補助事業の目的及び内容  
別紙1の事業計画書のとおり
- 2 補助事業の着手及び完了の予定期日  
別紙1の事業計画書のとおり
- 3 交付申請額

円

（添付書類）

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 補助事業に係る見積書の写し
- (3) エネルギー使用合理化等事業者支援補助金を受ける場合は、当該補助金交付申請書の写し及び金額の内訳がわかる書類
- (4) 補助対象システムの概要図及び計測・制御対象一覧
- (5) 補助対象システムのカタログ
- (6) 工事に関する計画図及び説明書
- (7) 原油換算エネルギー使用量計算表（別紙2）
- (8) 法人の場合は定款の写し及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又はこれに代わるもの、法人格を持たない団体の場合は規約の写し又はこれに代わるもの、個人の場合は住民票
- (9) 法人の場合は役員等氏名一覧表（別紙3）
- (10) 補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (11) 補助対象設備を設置する建物の所有者が補助事業者と異なる場合は、当該建物の賃貸契約書（写し）又はこれに代わるもの並びに当該建物の所有者又は管理を委託されている者の同意書（別紙4）
- (12) リース、割賦、ESCO（シェアード・セイビングス契約方式）又は無償貸与により設置する場合は、当該契約書（案）

(13) リース、割賦又はE S C O (シェアード・セイビングス契約方式) により設置する場合はリース料、割賦料又はE S C O料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類、無償貸与により設置する場合は節電実績に応じたインセティブ等に補助金相当分が利益還元されていることを証明できる書類

## 事業計画書

## 1 申請者の概要等

(1) 補助金を申請する前年度の原油換算エネルギー使用量(県内合計量)	k l
(2) 補助金を申請する前年度末の自動車の使用台数(県内合計台数)	台
(3) 担当部署・担当者名	
(4) 連絡先電話番号	
(5) 連絡先 F A X 番号	
(6) 連絡先メールアドレス	

## 2 補助事業の概要

(1) 補助事業を実施する事業所の所在地	
(2) 補助事業の目的及び内容	県内の事業所の省エネ対策を推進するため、B E M S を設置する。
(3) 契約形態(リース等の有無)	なし リース 割賦 E S C O 無償貸与
(4) 設置する補助対象システム(B E M S)	a B E M S アグリゲータ名 又はエネマネ事業者
	b 型名
(5) 事業着手予定期日	年 月 日
(6) 事業完了予定期日	年 月 日

## 3 補助金所要額

(1) 補助事業に要する経費(税込み)	円
(2) 補助事業に要する経費(税抜き)	円
(3) 補助対象経費	円
(4) [経済産業省]エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(B E M S 設置に係る補助額)	円
(5) 算出額 $((3) - (4)) \times 1/3$	円
(6) 交付申請額(上限80万円)	円

(補助事業に要する経費及び補助対象経費の内訳)

経費費目	補助事業に要する経費(税抜き)(円)	補助対象経費(円)
設備費		
工事費		
合計		

別紙2 (第1号様式) 原油換算エネルギー使用量計算表

エネルギーの種類	エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			熱量A - 熱量B ( 1)	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )		
	数値 A	単位	熱量A (GJ)	数値 B	単位	熱量B (GJ)		(実排出係数)	(調整後排出係数)	
燃料	原油(コンデンセートを除く。)		kl			kl				
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl			kl				
	揮発油(ガソリン)		kl			kl				
	ナフサ		kl			kl				
	灯油		kl			kl				
	軽油		kl			kl				
	A重油		kl			kl				
	B・C重油		kl			kl				
	石油アスファルト		t			t				
	石油コークス		t			t				
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t			t			
		石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t			t			
		その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
	石炭	原料炭		t			t			
		一般炭		t			t			
		無煙炭		t			t			
	石炭コークス		t			t				
	コールタール		t			t				
	コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>				
高炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>					
転炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>					
都市ガス	45.0	千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>					
小計										
熱	産業用蒸気		GJ			GJ				
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ				
	温水		GJ			GJ				
	冷水		GJ			GJ				
	小計		GJ			GJ				
電気	一般電気事業者	昼間買電		千kWh		千kWh				
		夜間買電		千kWh		千kWh				
	その他	上記以外の買電		千kWh		千kWh				
		上記以外の買電		千kWh		千kWh				
		自家発電		千kWh		千kWh				
小計										
原油換算エネルギー使用量			kl	合計					tCO <sub>2</sub>	
合計二酸化炭素発生量(有効数字処理後)									tCO <sub>2</sub>	

1 熱については、数値A - 数値B

2 自家発電について、販売されたものがある場合は、販売された電力に係わる二酸化炭素排出量に、-1を乗じた数値を「二酸化炭素排出量」欄に記入する。

別紙3 (第1号様式)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

氏 名

印

(法人にあっては名称  
及び代表者職・氏名)

別紙4（第1号様式）

同意書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所  
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名  
〔法人等の場合は名称及  
び代表者の職・氏名〕

印

所有している（管理している）次の建物において、神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金交付要綱に基づき、次の補助金申請者が補助対象設備を設置することに同意します。

補助金申請者	住所  氏名（名称）
補助対象設備を設置する建物の所在地	

第2号様式(第8条関係)

年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容及び補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではありません。
  - ア 設置する補助対象システムのBEMSアグリゲータ名、エネマネ事業者名又は型名に変動を及ぼさない変更をする場合
  - イ 経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更をする場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定期日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、命令に違反したとき

(6) この補助金は、事業実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(7) その他、規則、神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金交付要綱の定めるところに従うこと。

3 この補助金に係る実績報告は、神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金交付要綱第 13 条の規定により、補助事業完了の日から 2 箇月を経過した日又は補助事業を実施した年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければなりません。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 規則第 17 条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 5 年間保管しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人等を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

6 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1) 法人等にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

(2) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができます。

第3号様式（第8条関係）

年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

（交付しない理由）

第4号様式（第11条関係）

年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号  
住所  
〔法人等にあつては所在地〕  
氏名  
〔法人等にあつては名称及び代表者職・氏名〕 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金に係る事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

第5号様式(第11条関係)

年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金に係る事業については、承認することとしたので、神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

第 6 号様式 ( 第 11 条関係 )

年度神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金中止 ( 廃止 ) 承認  
及び交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで中止 ( 廃止 ) 承認申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金に係る事業については、承認することとし、交付決定を取り消したので、神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。

第7号様式（第11条関係）

年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金変更（中止、廃止）不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更（中止、廃止）承認申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

（承認しない理由）

年度神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金交付決定変更通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和 45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。)第 4 条第 1 項の規定により次のとおり決定したので、規則第 6 条の規定により通知します。

1 補助金額	円
既決定額	円
今回交付決定変更額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この交付決定変更に伴う補助金は、事業実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この交付決定変更の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定変更通知書を受理した日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け 年度神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

第9号様式(第13条関係)

年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

住所

(法人等にあつては所在地)

氏名

印

(法人等にあつては名称及び代表者職・氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度神奈川県中小規模事業者BEMS導入費補助金に係る補助事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

- (1) 事業結果報告書(別紙5)
- (2) 契約書又は請書の写し
- (3) エネルギー管理支援サービスの契約書の写し
- (4) 補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
- (5) エネルギー使用合理化等事業者支援補助金を受けた場合は、当該補助金補助事業実績報告書の写し、補助金額確定通知書の写し及び金額の内訳がわかる書類
- (6) 契約設計図書及び計測・制御対象一覧
- (7) 補助対象システム導入後の完成写真
- (8) リース、割賦、ESCO(シェアード・セイビングス契約方式)又は無償貸与により設置した場合は、当該契約書の写し

(補助金振込先)

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名及び店名	
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他
口座番号	

## 事業結果報告書

## 1 申請者の概要等

(1) 担当部署・担当者名	
(2) 連絡先電話番号	
(3) 連絡先 F A X 番号	
(4) 連絡先メールアドレス	

## 2 補助事業実績の概要

(1) 補助事業を実施した事業所の所在地	
(2) 補助事業の目的及び内容	県内の事業所の省エネ対策を推進するため、B E M S を設置する。
(3) 契約形態 ( リース等の有無 )	なし    リース    割賦    E S C O    無償貸与
(4) 設置した補助対象システム ( B E M S )	a B E M S アグリゲータ名 又はエネマネ事業者名
	b 型名
(5) 事業着手日	年    月    日
(6) 事業完了日	年    月    日

## 3 補助金収支

(1) 補助事業に要した経費 ( 税込み )	円
(2) 補助事業に要した経費 ( 税抜き )	円
(3) 補助対象経費	円
(4) [ 経済産業省 ] エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 ( B E M S 設置に係る補 助額 )	円
(5) 算出額 ( ( ( 3 ) - ( 4 ) ) × 1 / 3 )	円
(6) 交付決定額	円
(7) 交付金額 ( ( 5 ) と ( 6 ) のうち少ない方 )	円

## ( 精算額内訳 )

経費費目	補助事業に要した経費 ( 税抜き ) ( 円 )		補助対象経費 ( 円 )
	当初額	精算額	
設備費			
工事費			
合 計			

第 10 号様式 ( 第 14 条関係 )

年度神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年度神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金交付決定通知 ( 年 月 日  
付け 第 号 ) により交付決定した補助金については、年 月 日付けで提出された 年  
度神奈川県中小規模事業者 B E M S 導入費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円  
に確定したので通知します。